

平成29年(2017年)第2回町田市議会 定例会 建設常任委員会

【件名】改善命令の義務付け請求事件について

1. 事件番号

平成28年(行ウ)第145号 義務付け請求事件(提起日:平成28年3月31日)
管轄裁判所:東京地方裁判所

2. 訴訟当事者

原告 町田市に住所を有する70歳代の男性
被告 町田市

3. 事案の概要

原告所有地の隣地所有者が行った盛土等の工事が宅地造成等規制法に違反しているとして、市が、当該隣地所有者に対して、盛土の撤去等の復旧工事を命ずることを請求された事案です。

4. 判決

次のとおり判決が言い渡されました。(平成29年2月15日)

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

原告は平成29年3月3日付けで控訴しましたが、同年5月10日付けで控訴を取り下げたため、市側の勝訴で裁判は終わりました。

なお、市は、訴訟と並行して、隣地所有者への是正指導を継続し、その結果、是正工事は完了しております。